感じて、子どものシグナル

令和4年度改訂版

長崎市児童虐待防止対応マニュアル

長崎市子育てサポート課

はじめに

昨今、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、中でも児童虐待問題は深刻な社会問題となっています。児童虐待によって子どもの尊い命が失われる悲しいケースも報道されています。

児童虐待の問題への対応では、子どもの命を守ることが大前提であることは言うまでもありません。そのためにも関係機関の皆様には、この「長崎市児童虐待防止対応マニュアル」を活用いただき、児童虐待を発見した場合子育てサポート課　や長崎こども・女性・障害者支援センターなどの専門機関へ連絡いただきますようお願いします。

本マニュアルでは、発見時の初期対応や、他機関を含めた支援が必要な場合の連絡方法を具体的に示すとともに、連絡後の支援についてもふれ、各関係機関との連携を図りたいと思います。このマニュアルを活用し、子育て支援の関係機関が共通の認識に基づき援助が進められることを期待します。皆様方と連携して親子を支援していきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

各関係機関は、児童虐待の防止等に関する法律で、児童虐待の早期発見に努めなければならないことが定められています。また、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、児童相談所や福祉事務所、市町村に通告しなければならないと定められています。

※「通告」と聞くと、ものものしい感じで身がまえてしまいがちですので、本マニュアルでは、「通告」を全て「連絡」と表現しています。

連絡先について

（身近な相談窓口）

長崎市子育てサポート課	TEL.095-**829**-1255 **こども・子育てイーカオ相談** （月～金の8：45～17：30） TEL.095-**822-8573** TEL.095-**825-5624**

（緊急性が高い場合・子どもの保護が必要な場合）

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）	TEL.095-**844-6166**

※生命の危険がある場合は、警察へ110番通報してください。

目　次

1 児童虐待とは

1 児童虐待とは …… 2
2 児童虐待の分類 …… 2
3 児童虐待が起こる要因 …… 3
4 児童虐待が子どもに及ぼす影響 …… 3

2 早期発見ポイント

チェックポイント
共通項目 …… 4
子どもの集団生活の場で
地域社会で
乳幼児健康診査の場で …… 5
病院や診察の場で …… 6

3 児童虐待に気がついたら

1 「虐待かな?」と思ったら …… 7
2 連絡のポイント …… 8
3 教育・保育関係機関のみなさんへ …… 9・13
4 関係機関の対応 …… 14

4 連絡後の支援

1 **子育てサポート課の対応** …… 15
2 ネットワークでの支援 …… 16
3 継続的な支援 …… 17
4 予防的な支援 …… 18

5 その他参考資料

「児童虐待の防止等に関する法律」
「児童福祉法」 …… 20
気になる子どもの連絡票 …… 21

1 児童虐待とは

1 児童虐待とは

児童虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）によると、児童（※1）を監護する保護者（※2）が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為のことをいいます。

（※1）児童:満18歳に満たない者をいう

（※2）保護者:親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう

虐待としつけの違い

「ちょっとおかしいな」「行き過ぎではないか」と思われる親の態度を見たとき、それが虐待なのか、あるいは「しつけ」なのかと迷うことがありますが、その際は、次のような点に注意してみるとよいと思います。

・子ども自身が理由を納得できているか？

・子どものした行為と罰の程度が相応しているか？

・親の感情をぶつけるだけの叱り方をしていないか？

大切なことは、たとえ愛情に根ざしたしつけのつもりであっても、親の行為が子どもに著しい痛みや苦しみを与えるものであれば、それはまさしく虐待であるということです。

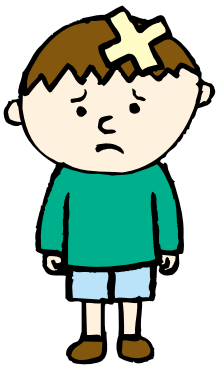

2 児童虐待の分類

身体的虐待

身体に傷を負わせるような行為

殴る、蹴る、首をしめる、熱湯をかける、口をふさぐ、タバコの火を押し付ける、身体を激しく揺さぶる、冬に戸外に締め出す、溺れさせる、異物を飲ませる、逆さ吊りにする、家に閉じ込めるなど

性的虐待

性的な行為やいたずら、性的関係を強要する行為

性器や性交を見せる、性交・性的行為の強要・教唆、裸の写真の被写体などに強要する、全く衣服を着せないなど

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

子どもの健康・安全への配慮を怠るなど保護者としての責任を著しく怠る行為

子どもの意思に反して学校等に登校させない、季節に合った服装をさせない、適切な食事を与えない、重い病気にかかっていても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま外出する、乳幼児を車の中に放置する、泣いてもあやさない、不潔なまま適切な衣服を着せない、極端に不潔な環境で生活させる、一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに見て見ぬふりをするなど

心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的な態度で子どもの心を傷つける行為

無視や拒否的な態度、「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などの暴言や罵声、子どもの自尊心を傷つける言動、他のきょうだいとの著しい差別的な扱い、子どもの目の前で父や母またはパートナーがその相手に暴力を振るう（DVを目撃させる）など

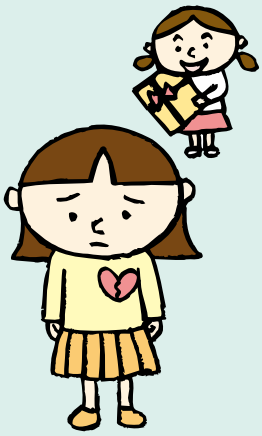

3 児童虐待が起こる要因

家庭の要因

·夫婦関係の不和、破綻　·転居
·転職　·失業　·経済的不安定
·社会的孤立　など

子どもの要因

·知的な遅れ
·病弱・多動・双子などの「手のかかる子」
·新生児期に一緒に過ごしていない
·望まない妊娠により出生した子　など

保護者の要因

·育児不安・ストレス
·パートナーが育児に非協力的
·感情・情緒の不安定さ
·知的・精神的問題　など

子どもの虐待は、様々な要因が複雑にからみ発生すると言われています。虐待に結びつきやすい要因をひとつでも取り除き、軽減することが虐待発生の危険性を低くすることにつながります。

4 児童虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を受けた子どもたちは、心身に深く大きな傷を負います。本来、第一に子どもを愛し、守ってくれる存在である保護者からの攻撃は、子どもの逃げ場を奪い、心身、情緒、行動、人格形成などに深刻な影響を与えます。その影響は長期に及ぶこともあります。

·発達·発育の遅れなどの身体症状がある。
·甘え方や関わり方がうまくできず、対人関係が築きにくくなる。
·感情のコントロールができなくなったり、無表情で自分の考えや希望を表現できなくなったりする。
·対人恐怖症·不安症状·抑うつ状態など精神症状や心理反応を引き起こす場合がある。
·自尊感情が育たず、善悪の判断がつきにくくなる。
·自分の中の感情を抑え込み、場面に応じた対応が出来なくなり、大暴れをしたりする。
·常に愛情に飢えた状態になり、人の注意を引くような行動をとるようになる。
·自傷行為や食行動の異常、万引きや薬物依存などの行動が現れたりする。
·虐待を受けた子どもが大人になり、無意識のうちに自分の子どもに対して虐待を行う場合がある。（世代間連鎖）

2 早期発見ポイント

このチェックポイントは、支援が必要な親子を発見するための手だてとして活用してください。このチェックポイントのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありません。しかし、いずれかに該当する場合は、「虐待かもしれない」との視点を常に持ち、SOSのサインが他にないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分注意して関わる必要があります。

共通項目

子どもの様子

身体面

- ☐ 身体的原因がないのに体重が増加しない、身長が増加しない、食事の量が減るなど
- ☐ 衣服や体がいつも汚れていたり、季節にそぐわない服装をしている
- ☐ 不自然な打撲傷やあざ（内出血）、骨折、火傷がある

行動面

- ☐ 食欲不振である
- ☐ 食べ物に非常に執着する
- ☐ 音、振動などに過敏に反応する
- ☐ 無気力で、自分の殻に閉じこもる
- ☐ 集中力や落ち着きに欠ける
- ☐ 動物を虐待する
- ☐ 嘘をつくことが多い
- ☐ 自分で自分の体を傷つける

対人関係（対子ども／対大人）

- ☐ 友達と一緒に遊べず、孤立している
- ☐ 大人の顔色をうかがう
- ☐ 大人に対して執拗に甘える
- ☐ 大人に対して警戒心が強い
- ☐ 他者に対して乱暴で攻撃的である

心理面・その他

- ☐ 表情が乏しく、自分から話すことが少ない
- ☐ 傷や家族のことについて、不自然な説明が多い
- ☐ 極端に怯える様子が見られたり、情緒不安定である
- ☐ 保護者を怖がる
- ☐ 保護者の在不在によって動きや表情が極端に違う
- ☐ 言葉の遅れがある
- ☐ 夜尿、遺尿、遺糞がある
- ☐ 繰り返し頭痛や腹痛を訴える
- ☐ 動きがぎこちない
- ☐ 年齢のわりに性的関心が高い
- ☐ 性的なことに過度に反応する、または不安を示す

保護者の様子

家族状況

- ☐ 経済的困窮の状況にある
- ☐ 夫婦関係がうまくいっていない
- ☐ 引っ越しを繰り返している

心身面

- ☐ 心身ともに疲労している
- ☐ 被害者意識が強い
- ☐ 精神疾患や薬物・アルコール依存症などを有する

子どもとの関わり

- ☐ 子どもとの関わりが乏しく、無関心である
- ☐ 子どもの悪口を言う
- ☐ 子どもへの要求水準が高い

対人関係

- ☐ 他者との交流が少なく、孤立傾向にある
- ☐ 第三者の介入に拒否的である

「虐待」は、「子ども」と「保護者」が発している、助けを求めるサインだと捉え、近くにいるだれかがそのことに気づき、その防止に努めることが重要です。

■ 前ページの共通項目に加えて、それぞれの場面におけるチェックポイントです。

子どもの集団生活の場で ― 幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブなど ―

子どもの様子

- □ 理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い
- □ 集団に入らず、担任を独占したがる
- □ 友達と関係をとることが苦手で、嫌われるような行動をとったりする
- □ 頻繁に学用品や弁当を忘れる
- □ 給食の時間に登校（登園）する
- □ 給食（おやつ）をむさぼるように食べたり、何度もおかわりする
- □ 家に帰りたがらない
- □ 臭いがしたり、同じ服装、季節に適さない服装
- □ 体重や身長が平均より下回る

保護者の様子

- □ 欠席や遅刻の電話をしてこない
- □ 学校教諭・保育士等との面談や家庭訪問を拒否する
- □ 学校教諭・保育士等に対して過度に不満を述べる
- □ 学校・保育所等からの連絡に応じない
- □ 連絡帳の提出がなかったり、ほとんど記入がない
- □ 懇談会・保護者会への参加がない

地域社会で ― 民生委員・児童委員、主任児童委員、自治会など ―

子どもの様子

- □ 不自然な時間に出歩いている
- □ 日常的に泣き声が聞こえたり、怒鳴り声、叩かれたりする音、ものが割れる音が聞こえる
- □ いつもおなかをすかせている
- □ 年齢にそぐわない性的な言葉や行為がみられる
- □ 万引きなどを繰り返す
- □ 家に帰りたがらない

保護者の様子

- □ 家の周囲や部屋が乱雑で汚れている
- □ 朝遅くまで寝ていたり、子どもに食事を与えなかったりする
- □ 体罰や年齢不相応な教育を「しつけ」などと正当化する
- □ 夫婦げんかが激しい
- □ 家にいるのかいないのかわからない
- □ 地域の会合や集会などにほとんど顔を出さない

乳幼児健康診査の場で ― 健診会場など ―

子どもの様子

- □ 保護者の関与不足からくる発育、発達の遅れがある
- □ 脱水症状や栄養障害がある
- □ 全身に湿疹・かぶれがある
- □ かんしゃくが激しい
- □ 表情が乏しく、笑わない
- □ 保護者の側にいると表情が硬い
- □ 落ち着きがなく、多動傾向である

保護者の様子

- □ 予防接種を受けさせていない
- □ 母子健康手帳を持参していなかったり、記入が少ない
- □ 妊娠、出産を喜んでいない
- □ 子どもを抱いたり、あやしたりしない
- □ 人前なのに、子どもをひどく叱る
- □ 子どもを拒否するような態度や言葉がみられる
- □ 子どもに適切な食事を与えていない
- □ 家庭の不満を訴える
- □ 健診を受けない、受けさせたがらない

病院や診察の場で ― 医療機関など ―

子どもの様子

全身症状

- ☐ 低身長(−2SD以下)、原因不明の脱水、栄養障害など
- ☐ 内臓出血
- ☐ 繰り返す事故の既往

皮膚

- ☐ 多数の打撲や傷
- ☐ 不自然な傷(事故では説明のつかない傷や道具を使った傷)
- ☐ 不自然な火傷の跡(タバコ、ストーブ、アイロンなど)
- ☐ 不自然な皮下出血

骨

- ☐ 新旧混在の多発骨折
- ☐ 乳児の上腕骨、肋骨、大腿骨骨折
- ☐ 捻転骨折(ねじ曲げられることによるもの)

頭部

- ☐ 頭蓋骨骨折
- ☐ 頭蓋内出血(硬膜下血腫、乳幼児揺さぶり症候群)
- ☐ 脳挫傷

眼・鼻・耳

- ☐ 眼球の損傷
- ☐ 眼底出血(胸部圧迫、乳幼児揺さぶり症候群)
- ☐ 眼外傷所見(網膜剥離、水晶体亜脱臼など)
- ☐ 鼻骨骨折
- ☐ 鼓膜裂傷

性器・肛門

- ☐ 性器や肛門周辺の外傷
- ☐ 反復性尿路感染症
- ☐ 女児の妊娠・中絶・出産(性的虐待の可能性)

精神科的症状

- ☐ 多動・チック
- ☐ 無表情・無感動・無関心
- ☐ 自傷行為・自殺企図
- ☐ 夜尿・遺尿・遺糞
- ☐ 悪夢・パニック

保護者の様子

- ☐ 病院に連れてくる時期が遅い
- ☐ 受診の遅れを人のせいにする
- ☐ 受診の遅れと子どもの容態とのつじつまが合わない
- ☐ 時間外診療が多い
- ☐ 子どもの容態と治療について関心がない
- ☐ 傷についての説明が曖昧、不自然、不合理である
- ☐ 骨折について保護者の説明がなくレントゲン写真で初めて発見される
- ☐ 治療に対して消極的、拒否的である
- ☐ 入院をさせない
- ☐ 入院してもすぐに退院させる
- ☐ 面会時間が短く、子どもに触れたがらない
- ☐ 付き添いを嫌がる
- ☐ 外来を中断したり、転院を繰り返す

特殊な虐待として次のものがあります

代理ミュンヒハウゼン症候群

健康な子どもに危害を加え、あるいは詐病によって、不必要な検査・治療・入院などの医療行為を受けさせ、子どもに身体的・心理的苦痛を与える

3 児童虐待に気がついたら

1 「虐待かな?」と思ったら

先ず連絡してください

児童虐待を疑ったときには**「長崎市子育てサポート課」**や「長崎こども・女性・障害者支援センター」へ連絡してください。連絡する程ではないと思いこんだために、その後の対応が遅れてしまった事例が少なくありませんので、疑った時点で連絡をください。

虐待の証明はしなくてもよい

「もし間違っていたら…」と思うのは当然のことです。むしろ、確信して連絡することの方が少ないのです。虐待でなくても責任を問われることはありません。虐待かどうかを判断するのは、連絡を受けた関係機関の役割になります。

連絡をした人の秘密は守られます

連絡を受けた機関では、連絡の内容や誰が連絡をしてきたかなどの情報を保護者へ知らせることはありません。また、虐待ではなかったとしても連絡者に迷惑がかかるようなことはありません。

連絡義務は守秘義務に優先します

公務員、医療従事者、民生委員・児童委員など職務上の秘密を守ることが義務付けられている人でも、虐待に気づいた場合には関係機関に連絡しても守秘義務違反に当たらないと規定されています。ただし、情報収集・情報提供にあたっては、第三者に話すことがないようにするなど、プライバシーの保護に十分留意する必要があります。

緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど緊急性が高い場合は、直ちに長崎こども・女性・障害者支援センターもしくは警察へ連絡するなど、子どもの安全確保を優先してください。

緊急性が高い場合の例

- 身体的外傷、出血、内出血、骨折など、障害が残るおそれや生命の危険がある場合
- 極端な栄養障害や、慢性の脱水症状がある場合
- 必要な医療を受けさせない場合
- 小さい子どもが家出や徘徊を繰り返している場合
- 性的虐待が強く疑われる場合　など

2 連絡のポイント

虐待が疑われる
家庭に関する
様々な情報

整理して

事　実
- 自分で見たこと
- 自分で確認したこと

憶　測
- うわさや人から伝え聞いたこと
- 推測したこと
- 感じたこと

連 絡

生命の危険がある場合
警察（110番）

緊急性が高い場合
長崎こども・女性・障害者支援センター（以下、児童相談所）
TEL.095-844-6166

長崎市子育てサポート課
TEL095-829-1255
こども・子育てイーカオ相談
（月～金の8：45～17：30）
TEL095-822-8573
TEL095-825-5624

連絡内容　可能な範囲で

虐待と思われる内容について	子ども・保護者について	連絡した方について
・発見した日時・場所 ・発見した状況 ・誰から ・いつから ・頻度 ・どんなふうに？　など	・氏名　・年齢 ・住所　・連絡先 ・家族構成　・どんな様子？ など	（可能であれば） ・氏　名 ・住　所 ・連絡先　など ※連絡した方の秘密は守られます

（通報内容の具体例）
「半年くらい前から、２～３日に１回　子どもの泣き声が聞こえ心配」
「子どもの右ほほに３ｃｍくらいの青アザ、子どもは転んだとしか言わないが、転んだにしては不自然なアザ」
「男の人の怒鳴り声が聞こえる。いつも夜の９時ぐらいで、週に１～２回程度。子どもは小学校低学年ぐらいで、きょうだいはいないと思う。母親の声は聞こえない」
※連絡するときはＰ21「気になる子どもの連絡票」を参照してください。

3 教育・保育関係機関のみなさんへ

日常的に子どもに接し子どもの変化に気づきやすく児童虐待を発見しやすい立場にある
幼稚園・保育所や学校、放課後児童クラブ等のみなさんは
以下のことに留意し、早期の対応ができるようお願いします。

一人で抱え込まない

虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することから始まるのです。子どもの虐待を疑ったらまず職場で同じ立場の人や管理職に相談しましょう。
子育てサポート課 にも連絡をしましょう。

子どもが虐待について話してくれたら

■ 子どもが家庭内の虐待を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかり受け止めてください。

・「話してくれてありがとう」
・「あなたの言ったことは信じるよ」
・「あなたが悪いんじゃないよ」
・「何ができるか一緒に考えようね」

■ 受け止めると同時に自分自身を守る方策を伝えましょう。

・「いや」と明確に拒否すること
・その場から逃げること
・虐待されていることを他者に話すこと

組織対応の重要性

幼稚園・保育所や学校、放課後児童クラブ等においては、組織として対応できる体制づくりが大切です。組織内ネットワークを構築し、職員一人ひとりの意見や子どもの家庭に関する重要な情報が管理職に届くようなシステムをつくり、組織としての判断をし、対応しましょう。

保護者に会うことができたら

保護者の対応に対する非難や詰問は避け、子どものことで心配している気持ちや養育の困難さを伝えることを中心に話を進めましょう。私たちは、子育てに関して保護者を援助する立場であることを伝えていきましょう。

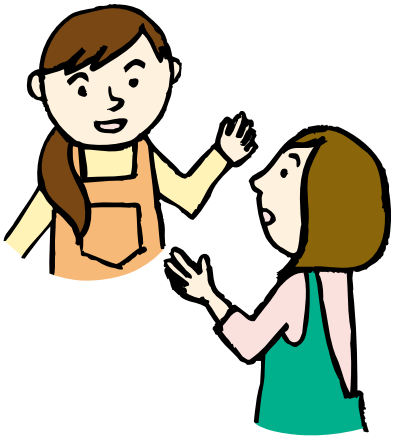

記録を残すことの重要性

子どものけがやあざなど虐待を疑う根拠は、発見した時点の状況をきちんと記録しておきましょう。文書や写真、イラストといった方法で具体的に記録しておきます。また、子どもや保護者の状況についても記録に残さないとその時期や状況があいまいになってしまいます。「事実」と「個人が事実から推測した内容」をわけて書くようにしましょう。

記録の例

子どもの身体状況	子どもの言動	保護者の状況
・けが、あざ、やけどの位置や大きさ ※可能なら写真やイラストも ・衛生状態 ・身長、体重　など	・けがについての子どもの説明 ・表情や態度 ・友達や職員との会話の様子 ・保健室の来室状況　など	・けがについての保護者の説明 ・子どもとの接し方 ・家庭訪問時の状況 ・面接や子どもの送迎の際に話した内容 など

※記録するときはP4からの「早期発見ポイント」を参照してください。

教育・保育関係機関で児童に傷・痣を見つけた場合の対応

【児童の対応について】

対応は児童が安心できる先生が行ってください。

1　キズアザを確認した場合、まずは児童に聞ける範囲で事実確認をしてください。低学年の場合、確認が難しいですが、個室等にて、暴力が振るわれた時の状況、暴力が始まった時期、頻度、きょうだいがいる場合は、きょうだいは暴力を受けているのか等、可能な範囲で確認してください。

2　キズアザの写真を撮り、聞き取りの記録を残してください。記録は、児童の言葉通りに残してください。（P13参照）

聞き取りに関しては、答えを誘導するような質問にならないようご留意ください。

3　学校から**子育てサポート課**にも報告し、指示を仰いでください。

4　暴力の程度が重篤な場合（顔面や頭部に痕の残るような外傷、首絞め、刃物で脅す等）や、キズアザが繰り返し続く場合や、児童本人が帰りたくない様子が見られる場合には、一時保護（一時保護委託を含む）の可能性が高いため、児童相談所に連絡してください。

その際、状況判断のために、できるだけキズアザの写真を提出してください。低身長、低体重の場合には、これまでの身長、体重のデータも併せてお知らせください。

【保護者の対応について】

保護者の対応は、管理職が行ってください。

1　キズアザの程度が軽症な場合でも、できるだけ早く保護者に連絡し、児童の怪我について確認してください。ちゃんとキズアザに気づいている、ということが伝わるだけで警告になる保護者もいます。保護者と話す際には、児童から聞いたと言わなくても、キズアザを確認したが、心配なので家で何があったのか教えて欲しいと聞いていただければと思います。

2　保護者が暴力を認めた場合には、それは虐待であり行ってはならないことを、はっきり伝えてください。保護者自身が叩かれて育った、ということで暴力を肯定しているかもしれませんが、叩いてしまうと、しつけの内容より叩かれたことばかりが記憶に残るため逆効果となること、今の時代は児童虐待防止法により、叩くことは虐待になってしまうこと、虐待が疑われた場合には児童福祉法により**子育てサポート課や児童相談所**に連絡しなければならない決まりがあることを穏やかに伝えてください。

３　保護者が暴力を認めなかった場合には、保護者が気づかない中、安全管理ができずに児童が怪我をすることもネグレクトという虐待にあたると伝えてください。このようにキズアザが繰り返されるようであれば、心配なので、**子育てサポート課**や児童相談所に連絡しなければならない決まりがあることを穏やかに伝えてください。

４　保護者と話をするときは、受容、傾聴、共感が求められています。まずは保護者が困っている状況や現状（児童の発達状況や問題行動、家族構成、生活・経済状況、保護者や児童の心身の状況等）を労いながら丁寧に聞き、なぜ暴力をしてしまうのか、他に良い方法はないのか、といった話をし、親子で安心して生活するために専門機関への相談が有効なことを伝えてください。

具体的には、

①　保護者の現状、困り感、暴力の状況を確認する。

②　大変な状況の中、頑張って子育てしていることを労う。

③　今の時代は児童を叩いてしまうのは虐待にあたるので、しないように、と警告を出す。

④　それだけ養育に困っているなら叩かずにすむ方法について、専門機関に相談してみましょう、と助言する。

⑤ 子育てサポート課又は児童相談所等の専門機関に連絡をいれておきます と繋ぐ。

の５つをしてください。

子育てサポート課や児童相談所に連絡を入れておく と保護者に一言言ってもらえると、その後、仮に保護者から**子育てサポート課や児童相談所に連絡がなくても**　保護者に対して、相談があったと伝えられることで、電話連絡や訪問等の対応がしやすくなります。

性的虐待が疑われた場合の対応

性的虐待の場合は、児童が性的な嫌な行為を受けているようだと把握した段階で、児童への聴取の仕方も含め、児童相談所と対応を協議してください。詳細な聞き取りは専門のトレーニングを受けた児童相談所職員、警察、検察が共同で行い、子どもに何度も聞き取りをして負担をかけないようにします。

（注意点）

- 被害内容についてはあれこれ聞いたり、繰り返し聞いたりしない。
- 感情的にならず、話をしてくれたことを労う。
- ここだけの秘密にするという約束をせず、大事なことだから、児童を守るお仕事をしている先生**(子育てサポート課や児童相談所)に相談する等と伝える。**

対応に苦慮する事例

1 **子育てサポート課や児童相談所** の対応を希望せず、キズ・アザがあった事実を「情報提供」「相談」として報告される場合。

※学校から「情報提供」「相談」と言われても、虐待と判断される内容については学校からの「通告」として受理し、対応しなければならないとされています。

2　これまで保護者にアクションを起こさず、過去の件で報告される場合。

3　保護者との関係を崩したくないため通告したことを内緒にしてほしいと言われた場合。

4　子どもに「秘密にしておいて」と言われ、約束してしまった場合。

5　重篤な怪我や性的虐待の疑いが認められるのに、放課後になってからの連絡や、既に自宅へ帰してしまってからの連絡の場合。

※朝の時点でキズアザ等が確認できた際には、すみやかにご連絡ください。放課後に子どもを引き止めておくと、保護者から、帰宅が遅いと言われる等のトラブルになりやすいのでご注意ください。

6　卒業式、終業式前日や当日の連絡。

※子どもからの情報収集が困難になるため。
学校や保育関係機関での一時保護が困難になるため。

以上のような事例は対応が困難になるので、そうならないようご協力をお願いします。

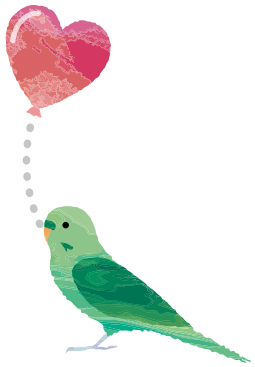

記録を残す際のチェックポイント

- いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どのようにということを出来るだけ詳しく記録する。
- （×）保護者がとても怒っていた　→　（○）「子どもに○○○と怒鳴っていた」など、どんな言葉を使っていたかも含め具体的に記録する。
- 「子どもに落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、どのような様子をみてそう感じたか事実をもとに記録する。
- 「どんなふうにケガしたの？」と尋ねたら、「○○○」と答えた。と子どもの話した言葉をそのまま記録する。
- 伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録する。

（写真の撮り方）**※写真を取る前にまず子育てサポート課にご連絡ください。**

- 身体のどの部位なのかを示す写真と、その外傷をクローズアップした写真の２枚１セットで撮影することが原則。引いて撮った写真には、個人特定が出来るように、顔等を含める。
- 写真には日付を入れる。
- 大きさの基準となる物（定規・硬貨・タバコ等）と一緒に撮影する。
- なるべく明るいところで撮影する。
- 外傷の色も大事なので、同じ写真を何枚も撮影する。
- 基本は真正面であるが、異なる視点と異なる距離で複数枚の撮影を行う。

※**子育てサポート課や児童相談所**　に電子メールで写真を送付する場合には、その際に顔が映っている写真は送付しないこと。また、メールやファイル名に名前は入れないこと。

児童虐待防止研修について

子育てサポート課の職員が、児童虐待を発見した際の初期対応や個別ケース検討会議までの具体的な手続き等について、研修を行います。各関係機関に出向き、研修を実施しますので、ご希望の機関はお知らせください。

4 関係機関の対応

関係機関
（幼稚園・保育所・学校など）

長崎市
子育てサポート課

長崎こども・女性・障害者支援センター
（児童相談所）

虐待の疑い

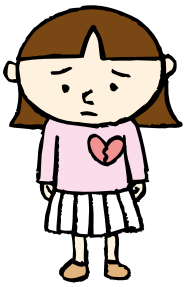

同僚への相談
管理職への報告

組織内での共通認識

情報収集・分析

- 子どもの身体・精神的状況
- 子どもの登園・登校状況
- 園・学校での様子
- 家庭の様子
- 保護者の養育態度
- 経済状況
- 地域からの情報　　など

組織としての連絡

- 緊急性が高い場合
- 子どもの一時保護が必要な場合

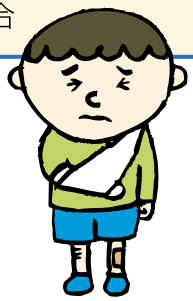

- 緊急性は高くないが、他機関と連携して対応した方がいい場合
- 児童虐待の疑いがあるが事実を確認していない場合
- 具体的な支援の導入が必要な場合

など

組織内での
対応方針の決定

関係機関との連携
情報共有
組織としての
役割分担の決定

監督機関への報告

親子支援ネットワーク地域協議会
個別ケース会議を必要に応じて開きます。
（調整機関：**子育てサポート課**）

※緊急性がある場合は、警察へ連絡を。

「絶対に秘密を守るから」について

虐待について話してもらうとき、子どもに安心感を与えるためには有効な言葉です。しかしながら、時に支援が制限されてしまいます。聞いた人一人が抱え込まないといけない事態になったり、子どもの保護が必要になったりした場合にはその言葉を守り続けることは難しくなります。子どもの本当の願いは秘密を守ってくれることだけでなく、虐待状況が改善されることです。子どもを見守る中で、担当以外の人や他の関係機関の関わりが必要になってきた時は（担任が聞いていた場合）「とっても心配だから養護の先生（校長先生、専門の機関等）に相談して、一緒に考えていかない？みんなであなたを守っていくよ」と伝えてみてください。意外とすんなり受け入れる子どもが多いかもしれません。

4 連絡後の支援

1 子育て支援課の対応

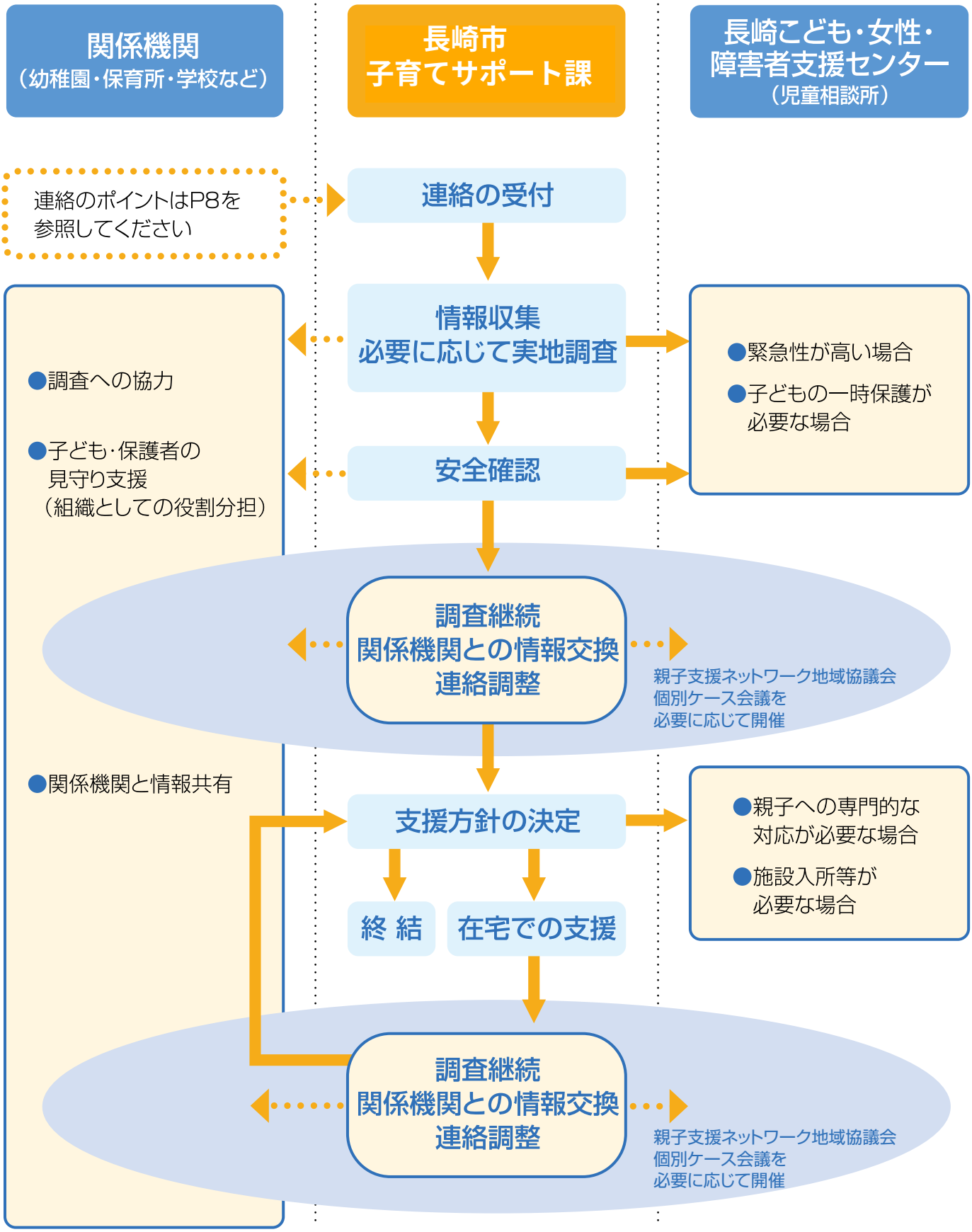

2 ネットワークでの支援

子どもの虐待問題は複雑で多様な問題を含んでいることが多く、虐待予防、早期発見、早期対応を適切に行っていくためには、一個人や一機関がその役割を担っていくには限界があります。そこで長崎市では、「親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）」を設置し、各関係機関が連携して支援を行っていくためのネットワークを築いています。この要保護児童対策地域協議会は児童福祉法第25条の2に規定されています。

長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

～私たち1人1人が、ネットの構成員です～

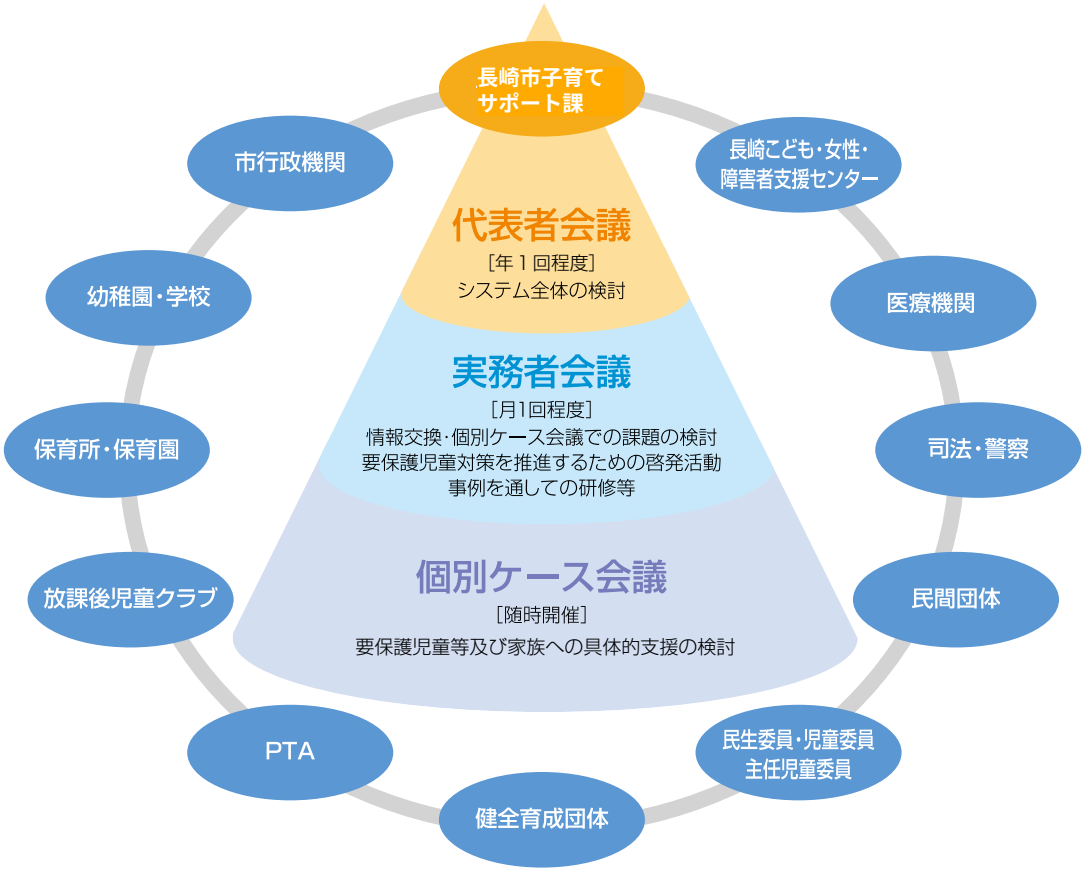

ネットワーク支援のメリット

- 情報の共有化 → より正確な緊急度の判断が可能
- 各機関の役割の明確化 → 多面的で効果的な支援へ
- ネットワーク内の守秘義務 → 法的に守秘義務が課せられているので安心して相談
- 各機関の役割を理解 → それぞれの限界を理解 → 互いに補い合い、大変さを分かち合うことができる

要保護児童とは

◎要保護児童 ： 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童。
虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

○要支援児童 ： 乳児家庭全戸訪問その他により把握した保護者の養育を支援することが特に認められる児童。

○特定妊婦 ： 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められた妊婦。

3 継続的な支援

連絡して終わりではありません

地域社会や子どもが毎日通う集団の場での継続的な支援が、その後の親子の安定には大切です。
親子を見守る関係機関と情報を共有し、連携しながら対応していきましょう。
幼稚園・保育所・学校等では役割分担を決め、担当一人が抱え込まないようにしましょう。

日常的な関わりの中での留意点

日常的な関わりの中での支援が、子どもや保護者を支える大きな力になります。
ここでは、それぞれに対する関わりにおける留意点をあげています。
次のようなことに心がけて対応してください。

保護者に対して

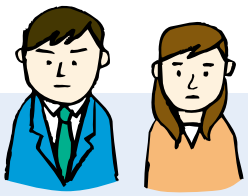

- 保護者の気持ちを理解し受け入れて。
- 否定的なイメージ・拒否的感情はできるだけ取り除く。
- 保護者を一方的に非難するのではなく、虐待する保護者も援助するという視点に立つ。
- 他者に対して警戒心が強い場合は、短時間でいいので挨拶や天気のことなどを話題にあげ自然な会話（保護者にとって心理的負担の少ない会話）から始める。
- 信頼関係の構築は少しずつ、時間をかけて。
- 子育て等の悩みを持つ親も多い。「困っていることはないですか?」と相談にのるという切り口から関わると保護者にとっても受け入れやすい。
- 保護者なりの苦労をねぎらい、子どもの良いところを伝えるように。
- 「子育てを地域や幼稚園・保育所・学校等のみんなで一緒に」のスタンスを伝える。

※こういった関わりの中で、保護者が自らの虐待行為について、自ら気づき改めていくことを目指しましょう。
※但し、虐待行為が繰り返される場合は、保護者へ虐待であることを伝えることも時には必要です。

子どもに対して

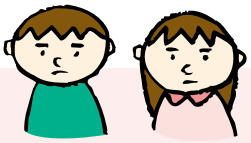

- 地域や幼稚園・保育所・学校等が安全な場であることを実感できるような関わりを。
- 相手を怒らせるような言動をする子どももいます。「試しの行動」（自分がどこまで相手に受け入れられているか）であることを理解し、その言動については注意しても人格を否定するような言葉かけは避けて。
- 自己評価が低い子が多いので、子どものできることから褒めていき自信の回復を。
- いつでも相談していいこと、心配に思っていることを伝えておく。
- 家庭の話題は無理やり聞き出すのではなく子どものペースで聞く。
- 叱るより褒めることを増やす。注意されることが多い子はなおさら良いところに注目するように。
- 虐待について話してくれたら→P9を参照してください。
- 子どもだけではなく、保護者も支援していきたいと思っていることを伝える。

4 予防的な支援

子育てサポート課 では予防的な支援として次のような取り組みをしています。

育児不安を抱えている、実際に子育てに困っている、「虐待しそうだ」と悩んでいる、そういった保護者に紹介してください。

詳しくは、**長崎市子育てサポート課**(TEL095-829-1255）にお尋ねください。

子育て支援

子育て応援情報サイト「イーカオ」　ekao-ng.jp

携帯やパソコンで長崎市の子育て情報をチェックしましょう！

お遊び教室　市内35ヶ所　**（R4.4月現在）**　の各地区の公民館やふれあいセンターで開催しています。0歳から就学までの親子が一緒に遊んだり、子育ての仲間づくりをしたり、育児の相談もできる子育てを応援する教室です。

子育て支援センター

概ね3歳未満児と、その親が気軽に集まって自由に遊んだり、育児に関する相談ができます。

子育て支援センター 「にこっと」　（三芳町3-5　市営三芳住宅Ｅ棟1階）

未就学の発達障がいのある児童または発達が気になる未就学の児童及び、その保護者の方を対象に、子ども達が遊んだり、保護者の交流、情報交換ができる場です。

親育ち学びあい事業

・**あつまれ♪はじめてママ**　**対象**　第1子の赤ちゃん（2～5か月）と母親

内容　育児の知識や親の役割などを学ぶ連続4回の講座です。

児童館・児童センター

満18歳に満たない児童及びその同伴者の方が対象で、小さなお子さんは、保護者と一緒に遊んだり、小学生より大きいお子さんは、友達同士でいろいろな遊びを楽しんでいます。（未就学のお子さんは保護者同伴）

大浦児童センター	大浦町7-2	土井首児童館	柳田町45-3
滑石児童館	滑石2丁目1-8	琴海児童館	琴海村松町704-5
長崎北児童館	滑石3丁目32-8		

生活の支援

母子生活支援施設　母子家庭の方を対象に、生活上の問題のために子どもの養育を十分にできない場合、母親と子どもが一緒に生活できる施設です。

利用料金：所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。）

ひとり親日常生活支援事業　ひとり親家族の保護者及び寡婦が、病気や本人の就学等で一時的に日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣し、家事や育児をお手伝いします。

利用料金：所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。）

ファミリー・サポート・センター　地域の中で、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、保育所などへの送迎や冠婚葬祭など保護者の外出時の預かりなど一時的な子育ての助け合いをします。

利用料金：曜日や時間帯により、1時間700円～900円

詳しくは、長崎市社会福祉協議会（829-6244）又は長崎市保育会（829-7714）にお問い合わせください。

ショートステイ　保護者が一時的に児童の養育が困難となった時に、概ね7日以内の期間で、児童福祉施設等にてお預かりします。

利用料金：所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料ですが、食事代の負担があります。）

トワイライトステイ　仕事等のために帰宅が夜間帯になる場合、お子さんを児童福祉施設に通所させ、生活のお世話をします。

利用料金：所得に応じた利用者負担があります。（生活保護、市町村民税非課税世帯は無料です。）

～ショートステイ・トワイライトステイのお預かり先～

1歳～18歳未満：浦上養育院（石神町）、マリア園（南山手町）、明星園（磯道町）

0歳～18歳未満：光と緑の園（大村市）

保育所での一時預かり・一時保育　保護者の方のいろいろな事情で、一時的に保育が必要なお子さんを認可保育所等でお預かりします。

保育時間や利用料は、各実施園で異なりますので、各実施園に直接お問い合わせください。

こども・子育てイーカオ相談

子ども自身、保護者及び関係機関の方の相談に応じます。

電話相談　匿名でも相談できます　TEL　095-822-8573／095-825-5624

メール相談

- （携帯から）まずはイーカオにアクセスし、**「こども・子育てイーカオ相談」をクリック**
- 右のQRコードからでも相談できます。
- （パソコンから）まずはイーカオにアクセスし、「相談したい」→「子ども・子育て」→「Eメールでの相談」

面談による相談 市役所別館1階子育てサポート課へ。　出来れば、事前にご連絡ください。

親子の心の相談　「子どもを見るとイライラする」「子どもがかわいくないと思ってしまう」などの悩みを抱えている保護者に専門の医師等（小児科相談・精神保健相談）が対応します。（月に各1回）

※相談は無料ですが、予約制ですので、必ず事前に**長崎市子育てサポート課**へお申し込みください。

5 その他 参考資料

児童虐待の防止等に関する法律（一部抜粋）

平成12年11月20日施行
最終改正:平成30年6月20日法律第59号

（目的）

第一条　この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童虐待の定義）

第二条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条　何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2　国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4　国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5　国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6　児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7　何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2　前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3　学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2　前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3　刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条　市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

児童福祉法（一部抜粋）

昭和22年12月12日施行
最終改正:平成30年6月27日法律第66号

（要保護児童発見者の通告義務）

第二十五条　　要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

このページはコピーして活用してください。

連絡年月日：　　年　　月　　日

気になる子どもの連絡票

ふりがな		年　月　日生	学校名（幼稚園・保育所等名）
児童氏名		男 ・ 女（　　歳　　か月）	
住　所	〒　　-　　長崎市		

■保護者の状況（氏名・続柄・年齢・職業・人柄　など）

■家庭の状況（家族内外の協力者／きょうだいの有無／同居人　など）

■虐待内容（誰から／いつから／頻度／どんなふうに　など）

※身体的虐待の場合は、けが・あざなどの位置に×を

前　　後ろ

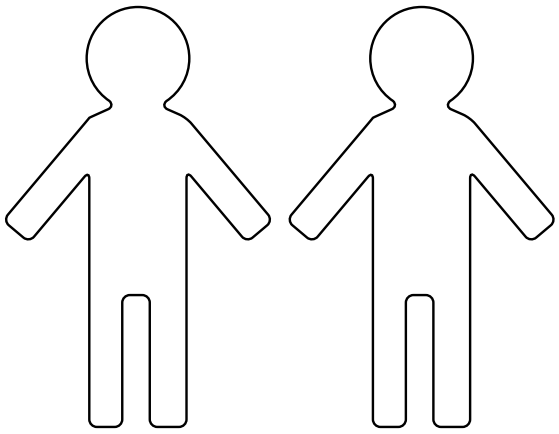

■子どもの状況（登校・登園状況／子ども自身も保護や救済を求めているかどうか　など）

■これまでの対応

■連絡者について

連絡者（連絡機関）名：

住　所：長崎市　　電話番号

※長崎市の場合、連絡先は次のとおりです。

連絡先	長崎市子育てサポート課 〒850-8685　桜町6-3 TEL：095-829-1255 FAX:095-829-1242	長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所） 〒852-8114　橋口町10-22 Tel:095-844-6166　Fax:095-844-1849

子ども虐待防止の
オレンジリボン

オレンジリボンについて

オレンジ色のリボンには、
子どもの虐待を防止するメッセージが込められています。

オレンジリボンキャンペーンのはじまり…

2004年9月、栃木県小山市で2人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなるという痛ましい事件がおこりました。これをきっかけに、二度とこのような悲劇が起こらないようにという願いから、虐待防止を目指しオレンジリボンキャンペーンが始まりました。

発行・編集：**長崎市こども部子育てサポート課**
〒850-8685 長崎市桜町6番3号
TEL.095-829-1255
FAX.095-829-1242

発 行 日：**令和4年4月**